

【ご利用までの流れ】

通所サービス受給者証をお持ちでない方

1. サービス利用の申請をします

市町村にサービス利用の申請をします。
申請は相談支援事業所に依頼することもできます。
市町村の申請窓口で、本人の状態・生活環境・かかりつけ医師の確認などを致します。

2. 相談支援事業所を選んで契約します

相談支援事業所は、市町村や「LEQ」でご紹介する事業所などから選んでご依頼ください。

3. 「LEQ」と契約をします

4. サービスの利用を開始します

サービス等支給決定の通知を受けましたら、サービスを利用することができます。

通所サービス受給者証をお持ちで、
相談支援事業所と契約されていない方

2 → 3 → 4

通所サービス受給者証をお持ちで、
かつ相談支援事業所と契約している方

3 → 4

<利用料金>

1 割負担 (最大、受給者証の上限額)

「障害児通所受給者証」を利用し1割負担でご利用いただけます。所得に応じ無料で利用できる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

※おやつ、お弁当等は各自でご準備をお願いいたします。
ご準備が難しい場合は相談に応じます。